

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分: b グリーン調達)

(取得区分: 1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ シンガポール、環境保護管理法の規制対象に MCCPs、LC-PFCAs 等を追加、さらに水俣条約の改正を反映する命令を公布

2) 内容

- ・ 2025 年 1 月 31 日、シンガポールで「環境保護管理法 1999 年（付表 2 の改正）命令 2025 年」、「環境保護管理（有害物質）（改正）規則 2025 年」が公布された。
- ・ これらの法令は、POPs 条約対象の長鎖ペルフルオロカルボン酸（C9-C21）（LC-PFCAs）、その塩および関連化合物と中鎖塩素化パラフィン（C14-C17）（MCCPs）、ならびに水俣条約対象の水銀含有の特定製品を新たに規制している。
- ・ 施行日は、2025 年 8 月 1 日。施行後は、規制対象物質の製造、輸入、販売について環境保護局長から付与されるライセンスを、または輸送については環境保護局長の書面による承認を取得すること。
- ・ LC-PFCAs および MCCPs についての個別適用除外は定められていない。
- ・ 付表 2 Part 2 で指定された一般適用免除には、接着剤、建築用材料、セラミックス、プラスチック、塗料、潤滑剤、ゴム、インク等の物質、調剤または製品が挙げられている。
- ・ 今回の改正では、水俣条約の規制対象も新たに追加された。また、それにあわせて一部項目の適用除外が部分的に改正されている。

3) SEAJ コメント

- ・ シンガポールの環境保護管理法に関する対応は、各社の判断で行って下さい。
- ・ 各適用除外の詳細については法令原文を参照ください。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ 環境保護管理法 1999 年（付表 2 の改正）命令 2025 年（Environmental Protection and Management Act 1999 (Amendment of Second Schedule) Order 2025)
<https://sso.agc.gov.sg//SL-Supp/S85-2025/Published/20250131?DocDate=20250131>
- ・ 環境保護管理（有害物質）（改正）規則 2025 年（Environmental Protection and Management (Hazardous Substances) (Amendment) Regulations 2025)
<https://sso.agc.gov.sg//SL-Supp/S86-2025/Published/20250131?DocDate=20250131>

6) その他

- ・ なし